

議案第71号 説明資料

幕別町税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町税条例 (昭和30年 5 月30日 条例第18号) 第 1 条～第34条の 6 略 <u>(寄附金税額控除)</u> <u>第34条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の 6 に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第 1 号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあっては、当該100分の 6 に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</u> (1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。） (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第113条第 2 項に規定する共同募金会（その主たる事務所を道内に有するものに限る。）又は日本赤十字社に対する寄附金（道内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、令第 7 条の17各号の規定により定めるもの (3) 所得税法第78条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる寄附金（同条第 3 項の規定	○幕別町税条例 (昭和30年 5 月30日 条例第18号) 第 1 条～第34条の 6 略 <u>(寄附金税額控除)</u> <u>第34条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は所得税法第78条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる寄附金（同条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）第26条の 3 第 1 項第 3 号に定める寄附金を支出した場合においては、法第314条の 7 第 1 項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第 1 号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の 2 及び第34条の 5 の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</u>

現 行 条 例	改 正 条 例												
<u>により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）第26条の3第1項第3号の規定により定めるもの</u> 2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。 (1) 当該納税義務者が第34条の3第2項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号イに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が0以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合 <table border="1" data-bbox="129 834 1093 1066"> <tr><td>195万円以下の金額</td><td>100分の85</td></tr> <tr><td>195万円を超え330万円以下の金額</td><td>100分の80</td></tr> <tr><td>330万円を超え695万円以下の金額</td><td>100分の70</td></tr> <tr><td>695万円を超え900万円以下の金額</td><td>100分の67</td></tr> <tr><td>900万円を超え1,800万円以下の金額</td><td>100分の57</td></tr> <tr><td>1,800万円を超える金額</td><td>100分の50</td></tr> </table> (2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が0を下回るときであつて、当該納税義務者が第34条の3第2項に規定する課税山林所得金額（以下この項において「課税山林所得金額」という。）及び同条第2項に規定する課税退職所得金額（以下この項において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 100分の90 (3) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が0を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のア又はイに	195万円以下の金額	100分の85	195万円を超え330万円以下の金額	100分の80	330万円を超え695万円以下の金額	100分の70	695万円を超え900万円以下の金額	100分の67	900万円を超え1,800万円以下の金額	100分の57	1,800万円を超える金額	100分の50	2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</u>
195万円以下の金額	100分の85												
195万円を超え330万円以下の金額	100分の80												
330万円を超え695万円以下の金額	100分の70												
695万円を超え900万円以下の金額	100分の67												
900万円を超え1,800万円以下の金額	100分の57												
1,800万円を超える金額	100分の50												

現 行 条 例	改 正 条 例
<u>掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める割合（ア及びイに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該ア又はイに定める割合のうちいずれか低い割合）</u> <u>ア 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</u> <u>イ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</u> 第34条の8～第47条 略 （公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収） 第47条の2 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。 <u>(1) 当該年度の初日の属する年の1月1日以後引き続き町の区域内に住所を有するものでない者</u> <u>(2) 当該年度分の老齢等年金給付の年額が18万円未満である者その他の町の行う介護保険の介護保険法（平成9年法律第123号）第135条第5項に規定する特別徴収対象被保険者でない者</u> <u>(3) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</u>	第34条の8～第47条 略 （公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収） 第47条の2 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の<u>初日の属する年の</u>10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。 <u>(1) 当該年度分の老齢等年金給付の年額が18万円未満である者その他の町の行う介護保険の介護保険法（平成9年法律第123号）第135条第5項に規定する特別徴収対象被保険者でない者</u> <u>(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</u>

現 行 条 例	改 正 条 例
2 略 第47条の3～第47条の4 略 (年金所得に係る仮特別徴収税額等) 第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（<u>当該年度の前年度において第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額</u>をいう。以下この節において同じ。）を当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。 2～3 略 第47条の6～第53条の12 略 (固定資産税の納税義務者等) 第54条 略 2～4 略 5 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業（<u>独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑</u>	2 略 第47条の3～第47条の4 略 (年金所得に係る仮特別徴収税額等) 第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（<u>当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額</u>をいう。以下この節において同じ。）を当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。 2～3 略 第47条の6～第53条の12 略 (固定資産税の納税義務者等) 第54条 略 2～4 略 5 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この

現 行 条 例	改 正 条 例
<u>資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。）</u>の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。 6～7 略 第55条～第130条 略 （特別土地保有税の納税義務者等） 第131条 略 2～3 略 4 土地区画整理法による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。）又は土地改良法による土地改良事業（<u>独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。）</u>の施行に係る土地に	項において「仮換地等」と総称する。）の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定によって管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合においては、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分の公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。 6～7 略 第55条～第130条 略 （特別土地保有税の納税義務者等） 第131条 略 2～3 略 4 土地区画整理法による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。）又は土地改良法による土地改良事業の施行に係る土地について法令の定めるところによって仮換地又は一時利用地（以下この項において「仮換地等」という。）の指定があつた場合において、当該仮換地等である土地について

現 行 条 例	改 正 条 例
ついて法令の定めるところによって仮換地又は一時利用地（以下この項において「仮換地等」という。）の指定があった場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなった日以後においては当該仮換地等である土地に対応する従前の土地（以下この項において「従前の土地」という。）の取得又は所有をもって当該仮換地等である土地の取得又は所有とみなし、当該従前の土地の取得者又は所有者を第1項の土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。 5～6 略 第132条～第151条 略 附 則 第1条～第3条 略 （延滞金の割合等の特例） 第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第3項、第50条第2項、<u>第52条、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項及び第140条第2項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</u>	使用し、又は収益することができることとなった日以後においては当該仮換地等である土地に対応する従前の土地（以下この項において「従前の土地」という。）の取得又は所有をもって当該仮換地等である土地の取得又は所有とみなし、当該従前の土地の取得者又は所有者を第1項の土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。 5～6 略 第132条～第151条 略 附 則 第1条～第3条 略 （延滞金の割合等の特例） 第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第3項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項及び第140条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u> 2 当分の間、<u>第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。</u>

現 行 条 例	改 正 条 例
(納期限の延長に係る延滞金の特例) 第4条 当分の間、日本銀行法第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(以下本項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第145条第1項において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合には、当該町民税に係る第52条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。 2 略	(納期限の延長に係る延滞金の特例) 第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第145条第1項において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第52条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。 2 略
(公益法人等に係る町民税の課税の特例) 第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第9項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(租税特別措置法第40条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町民税の所得割を課する。	(公益法人等に係る町民税の課税の特例) 第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(租税特別措置法第40条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町民税の所得割を課する。

現 行 条 例	改 正 条 例
第5条～第7条の2 略 (個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除) 第7条の3 略 2～3 略 第7条の3の2 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第5項</u>に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2～3 略 <u>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</u> 第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、<u>附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第21条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。</u> (1) 第34条の3第2項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第34条の7第2項第1号の表の	第5条～第7条の2 略 (個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除) 第7条の3 略 2～3 略 第7条の3の2 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2～3 略 <u>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</u> 第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、<u>法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第21条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</u>

現 行 条 例	改 正 条 例
<u>左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</u> (2) <u>第34条の3第2項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第34条の7第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合</u> (3) <u>前年中の所得について附則第16条の4第1項の規定の適用を受ける場合 100分の50</u> (4) <u>前年中の所得について附則第18条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の60</u> (5) <u>前年中の所得について附則第16条の3第1項、附則第17条第1項、附則第19条第1項又は附則第21条の2第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75</u> 第8条～第16条の2 略 (上場株式等に係る<u>配当所得</u>に係る町民税の課税の特例) 第16条の3 当分の間、町民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項及び次項において「<u>上場株式等の配当等</u>」という。）を有する場合において、<u>当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の町民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額（以下この項において「<u>上場株式等に係る配当所得の金額</u>」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額（<u>上場株式等に係る配当所得の金額</u>（第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第7条第1項の規定は、適用しない。</u> 2 町民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき<u>上場株式等の配当等</u>に係る配当所得について第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の<u>上場株式等の配当等</u>に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。	第8条～第16条の2 略 (上場株式等に係る<u>配当所得等</u>に係る町民税の課税の特例) 第16条の3 当分の間、町民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「<u>上場株式等の配当等</u>」という。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る<u>利子所得及び配当所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下この項において「<u>上場株式等に係る配当所得等の金額</u>」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額（<u>上場株式等に係る配当所得等の金額</u>（第3項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第7条第1項の規定は、適用しない。</u> 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する<u>特定上場株式等の配当等</u>（以下この項において「<u>特定上場株式等の配当等</u>」という。）に係る<u>配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の町民税について特</u>

現 行 条 例	改 正 条 例
3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得の金額</u>」とする。 (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、<u>附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</u> (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得の金額</u>」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得の金額</u>」とする。 (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得の金額</u>」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。	<u>定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、町民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</u> 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等の金額</u>」とする。 (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、<u>第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</u> (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等の金額</u>」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等の金額</u>」とする。 (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等の金額</u>」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

現 行 条 例	改 正 条 例
(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例) 第16条の4 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、<u>附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、<u>第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、<u>同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</u></u> (3)～(5) 略 4 略 (長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例) 第17条 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、<u>附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、<u>第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則</u>	(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例) 第16条の4 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項<u>及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、<u>第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</u> (3)～(5) 略 4 略 (長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例) 第17条 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項<u>及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、<u>第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1</u>

現 行 条 例	改 正 条 例
第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、<u>同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</u> (3)～(4) 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例) 第17条の2 略 2 略 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで又は第37条の9の2から第37条の9の5までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。 第17条の3 略 (短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例) 第18条 略 2～4 略 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、<u>附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定す</u>	項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(4) 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例) 第17条の2 略 2 略 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、<u>第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u> 第17条の3 略 (短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例) 第18条 略 2～4 略 5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項<u>及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の</u>

現 行 条 例	改 正 条 例
<u>る短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、<u>同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</u></u> (3)～(4) 略 (株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例) 第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する<u>株式等</u>に係る譲渡所得等を有する場合には、当該<u>株式等</u>に係る譲渡所得等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額として令<u>附則第18条第6項</u>に定めるところにより計算した金額（当該町民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「<u>特定株式等譲渡所得金額</u>」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「<u>株式等</u>に係る譲渡所得の金額」という。）に対し、<u>株式等</u>に係る課税譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（第2項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第34条の2の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条第1項に規定する<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」とする。 (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、<u>附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定す</u>	3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(4) 略 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例) 第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等を有する場合には、当該<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等の金額として令<u>附則第18条第5項</u>に定めるところにより計算した金額（以下この項において「<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得の金額」という。）に対し、<u>一般株式等</u>に係る課税譲渡所得等の金額（<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第34条の2の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条第1項に規定する<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」とする。 (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び<u>附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、<u>第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の</u>

現 行 条 例	改 正 条 例
<u>る株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</u> (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条第1項に規定する<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「<u>、山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」とする。 (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する<u>株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。 <u>(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)</u> 第19条の2 町民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式（以下この項及び次項において「特定管理株式」という。）又は同条第1項に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。）をしたことと、当該損失の金額として令附則第18条の2第5項で定める金額は当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他のこの条例の規定を適用する。	3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条第1項に規定する<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「<u>、山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」とする。 (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する<u>一般株式等</u>に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。 <u>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</u> 第19条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該町民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金

現 行 条 例	改 正 条 例
2 町民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座（その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座）に係る同条第1項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡（これに類するものとして令附則第18条の2第2項で定めるものを含む。以下この項において同じ。）をした場合には、令附則第18条の2第6項で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。 3 第1項の規定は、令附則第18条の2第7項で定めるところにより、第1項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達されるときまでに提出されたもの及びそのときまでに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。 （非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例） 第19条の3 町民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（次項において「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づき同条第1項に規定する非課税口座内上場株式等（その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、令附則第18条の6の2第3項で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。	額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。 2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

現 行 条 例	改 正 条 例
<u>2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた町民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他のこの条例の規定を適用する。</u> <u>（特定口座を有する場合の町民税の所得計算の特例）</u> <u>第19条の4 町民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座を有する場合における法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算については、法附則第35条の2の4第4項及び第5項に定めるところにより行うものとする。</u> <u>（源泉徴収選択口座内配当等に係る町民税の所得計算の特例）</u> <u>第19条の5 町民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）については、令附則第18条の4の2第10項で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等（所得税法第24条第1項に規定する配当等をいう。）に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。</u> <u>2 町民税の所得割の納税義務者が第33条第4項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合には、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座（以下次条において</u>	

現 行 条 例	改 正 条 例
<u>「源泉徴収選択口座」という。）において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。</u> <u>（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）</u> 第19条の6 所得割の納税義務者の平成22年度分以後の各年度分の法附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（以下この項及び次項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の町民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項の規定による申告書を提出した場合（町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）に限り、附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。 2 前項の町民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうちに法附則第35条の2の5第3項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき道民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第33条第4項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。 3 第1項の規定の適用がある場合における附則第16条の3の規定の適用については、同条第1項中「配当所得の金額（以下」とあるのは「配当所得の金額（附則第19条の6第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」とする。 4 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の2の6第16項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の町民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（第6項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（町長においてやむを得ない事情があると認める場合に	

現 行 条 例	改 正 条 例
は、これらの申告書をその提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の町民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）の計算上控除する。 5 前項の規定の適用がある場合における附則第16条の3第1項及び第2項並びに附則第19条第1項の規定の適用については、附則第16条の3第1項中「配当所得の金額（以下」とあるのは「配当所得の金額（附則第19条の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」と、附則第19条第1項中「計算した金額（」とあるのは「計算した金額（附則第19条の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」とする。 6 第36条の2第5項の規定は、同条第1項ただし書きに規定する者（同条第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第4項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該年度の町民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定によって同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第19条の6第4項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「同項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書」と読み替えるものとする。 7 第4項の規定の適用がある場合における第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第37条の12の2第11項（同法第37条の13の2第7項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第19条の6第6項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第19条の6第6項において準用する前条第5項」とする。	

現 行 条 例	改 正 条 例
第20条 略 <u>（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）</u> 第21条 租税特別措置法第37条の13第1項に規定する特定中小会社の同項に規定する特定株式（以下この条において「特定株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。）により取得（法附則第35条の3第9項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした所得割の納税義務者（令附則第18条の6第17項に規定する者を除く。以下この条において同じ。）について、租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として法附則第35条の3第9項に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条例の規定を適用する。 2 前項の規定は、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項若しくは第4項の規定による申告書又は第5項において準用する同条第5項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書又は租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第11項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。 3 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の3第12項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この条において「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の町民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（第5項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提	第20条 略

現 行 条 例	改 正 条 例
<u>出した場合（町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の町民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。</u> <u>4 前項の規定の適用がある場合における附則第19条第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（附則第21条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。</u> <u>5 第36条の2第5項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第3項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該年度の町民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定によって同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第21条第3項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「同項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書」と読み替えるものとする。</u> <u>6 第3項の規定の適用がある場合における第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第11項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第21条第5項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第21条第5項において準用する前条第5項」とする。</u> （先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例） <u>第21条の2 略</u> 2 前項の規定の適用がある場合には、次の定めるところによる。 (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総	（先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例） <u>第21条 略</u> 2 前項の規定の適用がある場合には、次の定めるところによる。 (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総

現 行 条 例	改 正 条 例
所得金額、<u>附則第21条の2第1項</u>に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、<u>附則第7条の3の2第1項</u>及び<u>附則第7条の4</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第21条の2第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」と、<u>第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第21条の2第1項</u>の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第21条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額</u>」と、<u>同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の2第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</u></u> (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第21条の2第1項</u>に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「<u>山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額</u>」とする。 (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「<u>山林所得金額並びに附則第21条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額</u>」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第21条の2第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」とする。 <u>(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)</u> <u>第21条の3 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の4の2第8項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「先物取引の差金等決済に係る損失の金額」という。）は、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の町民税について先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は</u>	所得金額、<u>附則第21条第1項</u>に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び<u>附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第21条第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」と、<u>第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第21条第1項</u>の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第21条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</u> (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第21条第1項</u>に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「<u>山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額</u>」とする。 (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「<u>山林所得金額並びに附則第21条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額</u>」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第21条第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」とする。

現 行 条 例	改 正 条 例
<u>第4項の規定による申告書（第3項において準用する同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の町民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、前条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する。</u> 2 <u>前項の規定の適用がある場合における前条第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額（」とあるのは、「計算した金額（次条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。</u> 3 <u>第36条の2第5項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第1項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該年度の町民税について同条第4項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第5項の規定によって同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第5項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第21条の3第1項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「、同項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書」と読み替えるものとする。</u> 4 <u>第1項の規定の適用がある場合における第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第41条の15第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第21条の3第3項において準用する前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「若しくは第3項から第5項まで又は附則第21条の3第3項において準用する前条第5項」とする。</u> （条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例） 第21条の4 略	（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例） 第21条の2 略

現 行 条 例	改 正 条 例
2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第21条の4第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」とする。 (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、<u>附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第21条の4第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」と、<u>第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第21条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</u> (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第21条の4第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。 (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「<u>山林所得金額並びに附則第21条の4第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第21条の4第1項</u>の規定による町民税の所得割の額」とする。 3～4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第21条の4第3項</u>に規定する条約適用配当等の額」とす	2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第21条の2第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」とする。 (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項<u>及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第21条の2第1項</u>の規定による町民税の所得割の額」と、<u>第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の2第1項</u>の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第21条の2第1項</u>の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第21条の2第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。 (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「<u>山林所得金額並びに附則第21条の2第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第21条の2第1項</u>の規定による町民税の所得割の額」とする。 3～4 略 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第21条の2第3項</u>に規定する条約適用配当等の額」とす

現 行 条 例	改 正 条 例
る。 (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、<u>附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の4第3項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の4第3項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の4第3項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の4第3項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「<u>附則第21条の4第4項</u>」とする。</u> (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第21条の4第3項に規定する条約適用配当等の額</u>」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。 (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第21条の4第3項に規定する条約適用配当等の額</u>」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第21条の4第3項の規定による町民税の所得割の額</u>」とする。 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは<u>附則第21条の4第3項に規定する条約適用配当等</u>（以下「<u>条約適用配当等</u>」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の	る。 (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第21条の2第3項の規定による町民税の所得割の額</u>」と、<u>第34条の7第1項前段</u>、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第21条の2第3項の規定による町民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第21条の2第3項の規定による町民税の所得割の額の合計額</u>」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「<u>附則第21条の2第4項</u>」とする。 (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第21条の2第3項に規定する条約適用配当等の額</u>」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額」とする。 (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第21条の2第3項に規定する条約適用配当等の額</u>」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第21条の2第3項の規定による町民税の所得割の額</u>」とする。 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは<u>附則第21条の2第3項に規定する条約適用配当等</u>（以下「<u>条約適用配当等</u>」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の

現 行 条 例	改 正 条 例
明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。 <u>（保険料に係る個人の町民税の課税の特例）</u> 第21条の5 <u>所得割の納税義務者が支払った又は控除される保険料（租税条約等実施特例法第5条の2第1項に規定する保険料をいう。）については、法第314条の2第1項第3号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。</u> 2 <u>第36条の2第4項の規定は、前項の納税義務者（同条第1項又は第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が前項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第4項中「若しくは医療費控除額」とあるのは、「、医療費控除額若しくは社会保険料控除額」と読み替えるものとする。</u> 第22条～第27条 略 <u>（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）</u> 第27条の2 <u>その有していた家屋でその居住用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されて</u>	明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。 第22条～第27条 略 <u>（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例）</u> 第27条の2 <u>その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当</u>

現 行 条 例	改 正 条 例																		
<u>いた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、附則第17条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第17条の2第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第17条の3第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第18条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。</u>	<u>該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。</u> <table><tr><td rowspan="2">附則第17条 第1項</td><td>第35条第1項</td><td>第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）</td></tr><tr><td>同法第31条第1項</td><td>租税特別措置法第31条第1項</td></tr><tr><td>附則第17条の2第3項</td><td>第35条の2まで、第36条の2、第36条の5</td><td>第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）</td></tr><tr><td>附則第17条の3第1項</td><td>租税特別措置法第31条の3第1項</td><td>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項</td></tr><tr><td rowspan="2">附則第18条第1項</td><td>第35条第1項</td><td>第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）</td></tr><tr><td>同法第32条第1項</td><td>租税特別措置法第32条第1項</td></tr></table>			附則第17条 第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項	附則第17条の2第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）	附則第17条の3第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項	附則第18条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項
附則第17条 第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）																	
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項																	
附則第17条の2第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）																	
附則第17条の3第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項																	
附則第18条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）																	
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項																	
	2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅																		

現 行 条 例	改 正 条 例
2 前項の規定は、<u>同項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</u> （東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例） 第28条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「<u>法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項</u>」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の	<u>失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。</u> 3 前2項の規定は、<u>これらの規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</u> （東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例） 第28条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「<u>法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項</u>」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の

現 行 条 例	改 正 条 例
規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、<u>「法附則第5条の4の2第5項」</u>とあるのは「<u>法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項</u>」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「<u>法附則第5条の4第6項</u>」とあるのは「<u>法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項</u>」と、附則第7条の3の2第1項中「<u>法附則第5条の4の2第5項</u>」とあるのは「<u>法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項</u>」とする。 第29条 略	規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、<u>「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」</u>とあるのは「<u>法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項</u>」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第6項までの規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「<u>法附則第5条の4第6項</u>」とあるのは「<u>法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項</u>」と、附則第7条の3の2第1項中「<u>法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>」とあるのは「<u>法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項（法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>」とする。 第29条 略

議案第71号 資料

幕別町税条例の一部を改正する条例案の概要

法……………地方税法（昭和25年法律第226号）
 実特法……………地方所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び
 地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）
 震災特例法……………東日本大震災の被害者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）
 施行令……………地方税法施行令（昭和25年政令第245号）
 条例……………幕別町税条例（昭和30年条例第18号）
 改正条例……………幕別町税条例の一部を改正する条例

税目名 個人町民税

事項及び関係条項	関係条項	改 正 内 容	適用年月日等									
1 寄附金税額控除の特例	・法第314条の7 ・法附則第5条の5、第5条の6 ・条例第34条の7 ・条例附則第7条の4	寄附金税額控除における特例控除額の算定方法の見直し 寄附金控除について、平成25年から国税において「復興特別所得税」が創設されたことに伴い、その減税額が増となることから、個人町民税の寄附金税額控除の特例控除額を減額することで、国税と地方税を合わせた減税額が従前と同額となるように見直された。	平成26年1月1日から適用する。									
2 公的年金からの特別徴収制度の見直し	・法第321条の7の2 ・法第321条の7の8 ・条例第47条の2 ・条例第47条の5	公的年金からの特別徴収における徴収方法等の見直し 公的年金からの特別徴収方法等について、現行の算定方法では年税額が前年よりも大きく変動すると本徴収税額と仮徴収税額に差が生じ、公的年金受給者の納税に支障をきたすことから、年金支給の際に徴収される個人町民税額を平準化させるために、仮徴収税額の算定方法と、賦課期日後に町外へ転出した者、特別徴収金額が変更になった者でも町民税の特別徴収ができるように見直された。 <table><tr><th>区 分</th><th>現 行</th></tr><tr><td>仮徴収税額 (4・6・8月)</td><td>前年度の2月の税額と同額</td></tr><tr><td>本徴収税額 (10・12・2月)</td><td>(年税額－仮徴収税額) ÷ 3</td></tr></table> <table><tr><th>改 正 後</th></tr><tr><td>(前年度の年税額×1/2) ÷ 3</td></tr><tr><td>(年税額－仮徴収税額) ÷ 3 <改正なし></td></tr></table>	区 分	現 行	仮徴収税額 (4・6・8月)	前年度の2月の税額と同額	本徴収税額 (10・12・2月)	(年税額－仮徴収税額) ÷ 3	改 正 後	(前年度の年税額×1/2) ÷ 3	(年税額－仮徴収税額) ÷ 3 <改正なし>	平成28年10月1日から適用する。 (平成28年10月以降の特別徴収分から適用)
区 分	現 行											
仮徴収税額 (4・6・8月)	前年度の2月の税額と同額											
本徴収税額 (10・12・2月)	(年税額－仮徴収税額) ÷ 3											
改 正 後												
(前年度の年税額×1/2) ÷ 3												
(年税額－仮徴収税額) ÷ 3 <改正なし>												

事項及び関係条項	関係条項	改正内容	適用年月日等															
3 住宅借入金等特別税額控除の延長等	・法附則第5条の4の2 ・法附則第45条 ・震災特例法第13条 ・震災特例法第13条の2 ・条例附則第7条の3の2 ・条例附則第28条	住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長・拡充 住宅ローン控除の適用期限を4年間延長（平成25年末→平成29年末）し、消費税率引き上げに伴う影響を考慮して、平成26年4月から平成29年12月までの間に住宅を取得した場合の控除限度額が拡充された。ただし、消費税が8％又は10％に引き上げられた場合に限り適用される。 <table><tr><th>区 分</th><th>現 行</th><th colspan="2">改 正 後</th></tr><tr><td>居住年月日</td><td>平成25年12月31日まで</td><td>平成26年1月1日から 平成26年3月31日まで</td><td>平成26年4月1日から 平成29年12月31日まで</td></tr><tr><td>控除限度額</td><td>所得税の課税総所得金額等の5％ （最高9.75万円）</td><td>所得税の課税総所得金額等の5％ （最高9.75万円）</td><td>所得税の課税総所得金額等の7％ （最高13.65万円）</td></tr></table> ※ 東日本大震災により居住用家屋が滅失等のため居住することができなくなった納税義務者については、消費税率に関係なく改正後の控除限度額を適用する。	区 分	現 行	改 正 後		居住年月日	平成25年12月31日まで	平成26年1月1日から 平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から 平成29年12月31日まで	控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5％ （最高9.75万円）	所得税の課税総所得金額等の5％ （最高9.75万円）	所得税の課税総所得金額等の7％ （最高13.65万円）	平成27年1月1日から適用する。			
区 分	現 行	改 正 後																
居住年月日	平成25年12月31日まで	平成26年1月1日から 平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から 平成29年12月31日まで															
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5％ （最高9.75万円）	所得税の課税総所得金額等の5％ （最高9.75万円）	所得税の課税総所得金額等の7％ （最高13.65万円）															
4 金融所得課税の一体化	・法附則第33条の2 ・法附則第35条の2 ・法附則第35条の2の2 ・法附則第35条の4 ・実特法第3条の2の2 ・条例附則第16条の3 ・条例附則第19条 ・条例附則第19条の2 ・条例附則第21条 ・条例附則第21条の2	公社債等の利子・譲渡損益に対する課税方法の見直し 個人投資家の積極的な市場参加を促す環境整備等に向けた金融・証券課税の一体化のため、国債をはじめとした公社債等の利子・譲渡損益について、株式等所得割又は申告分離課税の対象とされ、上場株式等の配当・譲渡損益と同じ税率及び課税方式となり、これらの間で損益通算等を行うことができるように見直された。 <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>現 行</th><th>改 正 後</th></tr><tr><td rowspan="2">公社債等</td><td>利 子</td><td>源泉分離課税（5％）</td><td rowspan="4">損益通算可 源泉・申告分離課税（5％）</td></tr><tr><td>譲渡損益</td><td>非課税</td></tr><tr><td rowspan="2">上場株式等</td><td>配 当</td><td>損益通算可 源泉・申告分離課税（5％※） （ただしH25まで3％）</td></tr><tr><td>譲渡損益</td><td></td></tr></table> ※ 上場株式等の配当については総合課税（10％）も選択可	区 分		現 行	改 正 後	公社債等	利 子	源泉分離課税（5％）	損益通算可 源泉・申告分離課税（5％）	譲渡損益	非課税	上場株式等	配 当	損益通算可 源泉・申告分離課税（5％※） （ただしH25まで3％）	譲渡損益		平成29年1月1日から適用する。 （平成29年度分から適用。）
区 分		現 行	改 正 後															
公社債等	利 子	源泉分離課税（5％）	損益通算可 源泉・申告分離課税（5％）															
	譲渡損益	非課税																
上場株式等	配 当	損益通算可 源泉・申告分離課税（5％※） （ただしH25まで3％）																
	譲渡損益																	

事項及び関係条項	関係条項	改 正 内 容	適用年月日等
5 被災居住用財産の敷地に係る譲渡の特例	・法附則第44条の2 ・震災特例法第11条の6 ・条例附則第27条の2	東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合のその敷地の相続人に係る課税の特例 東日本大震災により居住用家屋が滅失した者の相続人（当該家屋に居住していた者に限る。）が、当該家屋の敷地を災害のあった日から7年を経過する日の属する年の12月までに譲渡した場合には、当該相続人は、当該家屋を被相続人がその取得をした日から所有していたものとみなして、譲渡所得の課税の特例の適用を受けることができるように見直された。	平成26年1月1日から適用する。
6 引用条項及び文言の整理		地方税法の改正に伴い、引用条項及び文言を整理する	

税目名 固定資産税

事項及び関係条項	関係条項	改正内容	適用年月日等
1 独立行政法人森林総合研究所に係る特例措置の廃止	・法第343条 ・条例第54条 ・条例第131条	独立行政法人森林総合研究所（旧緑資源公団）が行っていた事業に係る納税義務者の特例措置の廃止 独立行政法人森林総合研究所が行う事業等の終了に伴い、土地区画整理事業や土地改良事業における各種特例措置（換地、特別土地保有税等）が廃止された。	平成25年4月1日から適用する。 （平成25年度分から適用。）
2 耐震改修に係る特例の経過措置	・施行令附則第12条 ・改正条例附則第4条	住宅耐震改修に係る特例適用要件の改正に伴う経過措置 耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の2分の1を減額する特例措置について、3年間延長（平成24年度末→平成27年度末）され、要件となる工事費の額が、平成25年4月1日より「30万円以上」から「50万円を超える額」に引き上げられた。また、4月1日を挟んで耐震改修工事が行われた場合、平成25年3月31日までに耐震改修工事契約を締結していれば、工事が完了していなくても、固定資産税の軽減措置を受けるために必要な書類に、「耐震改修に係る契約をした日を証する書類」を加えるなどの経過措置が設けられた。	平成25年4月1日から適用する。

その他 延滞金

事項及び関係条項	関係条項	改 正 内 容	適用年月日等																				
1 延滞金の割合の特例の見直し	・法附則第3条の2 ・条例附則第3条の2 ・条例附則第4条	延滞金等の割合の特例の見直しによる利率の引き下げ 現在の低金利状況を踏まえ、国税において延滞税の特例割合が引き下げられたことに伴い、町税に係る延滞金の割合が見直された。また、これに併せて還付加算金の割合も見直された。 <table><tr><th>区 分</th><th>本 則</th><th>現行の特例割合</th></tr><tr><td>延滞金</td><td>年 14.6%</td><td>—</td></tr><tr><td>納期限後 1 か月以内</td><td>年 7.3%</td><td>特例基準割合が年7.3%に満たない場合は、特例基準割合 (現在、年4.3%)</td></tr><tr><td>還付加算金</td><td>年 7.3%</td><td>特例基準割合 (現在、年4.3%)</td></tr></table> ➡ <table><tr><th>改正後の特例割合</th><th>改正後の場合</th></tr><tr><td>特例基準割合に年7.3%を加算した割合</td><td>年9.3%</td></tr><tr><td>特例基準割合に年1.0%を加算した割合</td><td>年3.0%</td></tr><tr><td>特例基準割合</td><td>年2.0%</td></tr></table> ・特例基準割合～財務大臣が告示する割合（国内銀行の貸出約定平均金利の年平均）に年1%を加算した割合。直近では、貸出約定平均金利の年平均（H23.10～H24.9）が1%のため、特例基準割合は2%となる。 ※ 特例基準割合を2%とした場合の割合	区 分	本 則	現行の特例割合	延滞金	年 14.6%	—	納期限後 1 か月以内	年 7.3%	特例基準割合が年7.3%に満たない場合は、特例基準割合 (現在、年4.3%)	還付加算金	年 7.3%	特例基準割合 (現在、年4.3%)	改正後の特例割合	改正後の場合	特例基準割合に年7.3%を加算した割合	年9.3%	特例基準割合に年1.0%を加算した割合	年3.0%	特例基準割合	年2.0%	平成26年1月1日から適用する。 （平成26年1月1日以後の期間に対する延滞金等について適用する。）
区 分	本 則	現行の特例割合																					
延滞金	年 14.6%	—																					
納期限後 1 か月以内	年 7.3%	特例基準割合が年7.3%に満たない場合は、特例基準割合 (現在、年4.3%)																					
還付加算金	年 7.3%	特例基準割合 (現在、年4.3%)																					
改正後の特例割合	改正後の場合																						
特例基準割合に年7.3%を加算した割合	年9.3%																						
特例基準割合に年1.0%を加算した割合	年3.0%																						
特例基準割合	年2.0%																						